

○議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

昭和41年6月30日

条例第9号

改正 昭和44年3月31日条例第2号

昭和44年10月1日条例第24号

昭和45年1月13日条例第2号

昭和45年3月25日条例第3号

昭和45年12月24日条例第31号

昭和46年3月25日条例第3号

昭和46年12月25日条例第37号

昭和47年3月30日条例第1号

昭和48年3月31日条例第2号

昭和49年3月30日条例第3号

昭和49年4月27日条例第19号

昭和49年12月25日条例第35号

昭和51年12月22日条例第25号

昭和52年3月29日条例第1号

昭和53年3月27日条例第1号

昭和53年12月23日条例第33号

昭和54年9月29日条例第16号

昭和55年3月28日条例第1号

昭和56年12月23日条例第23号

昭和59年10月6日条例第19号

昭和61年12月23日条例第25号

平成元年3月27日条例第10号

平成元年12月25日条例第60号

平成2年12月27日条例第13号

平成3年3月25日条例第6号

平成5年3月26日条例第6号

平成7年3月27日条例第6号

平成9年3月26日条例第7号

平成10年3月26日条例第3号
平成14年12月25日条例第24号
平成15年11月25日条例第22号
平成17年11月4日条例第93号
平成20年3月24日条例第5号
平成20年9月19日条例第20号
平成21年5月29日条例第16号
平成21年11月30日条例第22号
平成22年11月30日条例第23号
平成26年12月1日条例第30号
平成28年3月10日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、議会議員（以下「議員」という。）の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(議員報酬)

第2条 議員の議員報酬は、次のとおりとする。

議長 月額 448,000円

副議長 月額 377,000円

議員 月額 357,000円

2 議員報酬は、議長、副議長及び議員がその職についたその日から支給する。

3 議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日まで、死亡したときは、その月までの議員報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても重複して議員報酬を支給しない。

(費用弁償)

第3条 議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。

(期末手当)

第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する議員に対して、大野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和41年条例第46号）の適用を受ける職員の期末手当が

支給される日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額 100 分の 115 に相当する額に6月に支給する場合においては 100 分の 150 、12月に支給する場合においては 100 分の 165 を乗じて得た額とする。この場合において任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議員となった者の受ける当該期末手当にかかる在職期間の計算については、これらの者は引き続き議会の議員の職にあったものとする。

（支給の方法）

第5条 この条例に定めるもののほか、議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給については、一般職の職員の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 昭和49年度に限り、第4条の規定による期末手当のほか、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和49年法律第32号）の施行の日（以下「施行日」という。）に在職する議員に対して、施行日から起算して、10日を超えない範囲内において市長が定める日に期末手当を支給する。
- 3 前項の規定による期末手当の額は、施行日において議員が受けるべき報酬の月額に 100 分の 30 を乗じて得た額とする。

（平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 4 平成15年12月に支給する期末手当は、改正後の議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、報酬の月額 100 分の 115 に相当する額に 100 分の 160 を乗じて得た額とする。

（和泉村の編入に伴う経過措置）

- 5 和泉村の編入の前日に、和泉村議会の議員であった者で引き続き大野市議会の議員となったもの（以下「旧和泉村議会議員」という。）に対する平成17年11月分の報酬については、日割により支給する。この場合の日割計算については、

大野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和41年条例第46号）第7条第4項の例による。

6 旧和泉村議会議員の第3条第2項に規定する旅費については、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

7 旧和泉村議会議員に対し支給する期末手当に係る在職期間の計算については、和泉村議会の議員として在職した期間を大野市議会の議員として在職した期間に通算するものとする。なお、和泉村の編入の日前に退職した議員にあっては、第4条第1項後段の規定を適用する。

（平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

8 平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。

附 則（昭和44年条例第2号）

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年10月1日から適用する。

附 則（昭和45年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年6月1日から適用する。

附 則（昭和45年条例第3号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年5月1日から適用する。

附 則（昭和46年条例第3号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年条例第37号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年5月1日から適用する。

附 則（昭和47年条例第1号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年条例第2号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年条例第3号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年条例第35号）

1 この条例は、昭和50年1月1日から施行する。

2 改正後の議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例第4条第2項の規定は、昭和49年9月1日から適用する。

附 則（昭和51年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年12月1日から適用する。

附 則（昭和52年条例第1号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年条例第1号）

この条例は、昭和53年6月1日から施行する。

附 則（昭和53年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年条例第1号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第23号）

この条例は、昭和56年12月1日から施行する。

附 則（昭和59年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則（昭和61年条例第25号）

この条例は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第10号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第60号）

この条例は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成2年条例第13号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成3年条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成5年条例第6号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第6号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第7号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定による改正後の議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び

施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

(日当に関する特例措置)

- 3 当分の間、県内旅行の場合における旅費のうち日当については、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、支給しない。ただし、当該旅行のうち宿泊を要する旅行については、この限りでない。

附 則 (平成14年条例第24号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第6項、第8項及び第10項から第12項までの規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年条例第22号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第93号)

この条例は、平成17年11月7日から施行する。

附 則 (平成20年条例第5号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年条例第22号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。

(規則への委任)

- 3 附則第2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成22年条例第23号)

この条例中第1条の規定は平成22年12月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第30号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の大野市一般職の職員の給与に関する条例の規定（第12条、第23条及び附則第10項の規定を除く。）は、平成26年4月1日から適用する。ただし、第2条、第5条、第7条及び第9条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
議長	市長に準ずる	現に支払った旅客運賃	円 37	円 2,300	円 13,500	円 2,300
副議長			37	2,300	13,500	2,300
議員			37	2,100	12,500	2,100